

## 文京区児童相談所一時保護所給食調理業務委託プロポーザル実施要項

### 1 目的

文京区は、令和7年4月に児童相談所を開設し、併設される一時保護所では概ね2歳以上原則18歳未満の子どもの一時保護を行う。一時保護所の開設に先立ち、令和7年1月から3月までの期間に一時保護の受託を実施する。

児童虐待や非行、養育困難等、様々な理由により入所する子どもにとって、権利や安全が守られ、安心して生活ができるよう、特に給食は、発育、成長に必要な栄養素を摂取して、子どもの生きる権利を保障し、更に自身の満足感や情緒的安定を得るために重要である。以上のことから、一時保護所の給食では、衛生管理はもとより、食物アレルギー等の対応やきめ細やかな配慮を行いながら、家庭的で温かみのある安全な食事、バラエティーに富んだ献立でおいしい給食を提供できる最適な委託事業者を選定する。

### 2 業務概要

#### (1) 業務内容

文京区児童相談所一時保護所における給食の提供（調理、盛付、食器及び調理器具の洗浄、消毒等の一時保護所給食業務全般）を行う。

※詳しくは、別紙1「文京区児童相談所一時保護所仕様書」を参照。

#### (2) 委託場所

文京区児童相談所（所在地）文京区小石川三丁目14番7号

#### (3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※令和6年度については、令和7年1月15日より令和7年3月31日まで先行して一時保護受託を実施するため、令和7年1月4日より令和7年3月31日までの期間について、受託運営事業候補者と別途委託契約を締結する。

※契約締結日翌日から給食調理業務開始日の前日までを業務準備期間とする。

※令和8年度以降の業務委託契約について、契約は単年度ごとに締結し、履行状況及び履行成績を総合的に評価した上で、令和6年度を含め、5年度を限度とし、継続して契約することができる。

#### (4) 提案限度額

令和7年度分 32,848千円（消費税を含む。）

※上記予算額を超えての提案を行った場合は、無効とする。

なお、提案限度額は本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではありません。

#### (5) 令和6年度契約金額

令和7年1月4日から令和7年3月31日までの契約金額（業務準備期間を含む。）

については、令和7年度分の契約金額の1か月単価（税抜）に3か月分を乗じた

1. 10 倍の税込金額を上限とする。

(6) 入所児童定数

令和7年4月1日から令和7年3月31日まで 10名

令和7年1月15日から令和7年3月31日まで 5名

※ただし、場合によっては定数以上に入所することがある。

3 参加事業者に求められる条件、資格等

次に掲げる条件、資格等をすべて満たす事業者とし、当該要件を満たしていない場合は失格とする。契約締結までの間に参加資格を失効した場合は、その時点で失格とする。

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格（以下「文京区競争入札参加資格」という。）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1号に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18文総契第347号）による指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23文総契第306号）第4条の入札参加除外措置を受けていないこと。

4 選定スケジュール(予定)

	事項	日程
1	募集要項の公表	令和6年6月24日(月)～7月12日(金)
2	質問受付開始日	令和6年6月24日(月)
3	質問中間締切日	令和6年6月28日(金)
4	質問に対する回答期限(中間締切日)	令和6年7月4日(木) 正午まで
5	最終質問受付期限	令和6年7月10日(水) 17時まで
6	プロポーザル参加希望書の提出期限	令和6年7月10日(水) 17時まで
7	最終質問回答期限	令和6年7月11日(木) 正午まで
8	参加申込書及び提案書類等の受付期間	令和6年7月10日(水)～7月16日(火)
9	第一次審査(選定委員会)	令和6年7月30日(火)
10	第一次審査結果通知送付(全参加事業者)	令和6年8月上旬
11	第二次審査(選定委員会)	令和6年9月7日(土)
12	最終結果通知送付(第二次審査全参加事業者)	令和6年10月下旬
13	契約締結	令和6年11月1日(金)

5 提出書類の配付について

- (1) 配付期間

令和6年6月24日（月）から令和6年7月16日（火）まで

(2) 配付方法

区ホームページにダウンロード可能な状態で掲載する。

文京区ホームページトップページ → 「お役立ちリンク」 → 「事業者向け」  
→ 「事業者の方へ」 → 「事業者向けプロポーザル」

6 プロポーザル参加希望書及び決算報告書の提出について

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、プロポーザル参加希望書（別記様式第1号）及び直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書）を下記電子メールアドレス宛てに送る。プロポーザル参加希望書の提出を、本プロポーザルの参加要件とする。提出がない事業者は、参加申込書及び提案書類等の提出ができない。提出期限は、「4 選定スケジュール（予定）」のとおり。

提出方法は、電子メールによる送信とする。メールの件名は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行うこと。

【電子メールアドレス】 b315000●city.bunkyo.lg.jp

（注）●を@に変換して、使用すること。

【件名】 プロポーザル参加希望書：文京区児童相談所一時保護所給食調理業務委託  
（事業者名〇〇〇〇）

※「〇〇〇〇」には事業者名を記入すること。

7 質問の受付及び回答について

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり受け付けるものとする。  
なお、受付期間後の質問及び電子メール以外の方法による質問は、受け付けない。

(1) 受付方法

質問表（別紙様式第2号）に記入の上、電子メールにより送信すること。

質問事項・内容は番号を付して箇条書きで簡潔に記載すること。

なお、メールの件名は、以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行うこと。

【電子メールアドレス】 b315000●city.bunkyo.lg.jp

（注）●を@に変換して、使用すること。

【件名】 プロポーザル質問：文京区児童相談所一時保護所給食調理業務委託  
（事業者名〇〇〇〇）

※「〇〇〇〇」には事業者名を記入すること。

(2) 回答方法

質問中間締切日までに受理した質問は、原則として、令和6年7月4日（木）正午までに区のホームページ上で回答する。また、質問中間締切日以降7月10日（水）

17 時までには受理した質問及び令和 6 年 7 月 10 日（水）時点で未回答となっている質問については、令和 6 年 7 月 11 日（木）正午までにプロポーザル参加希望書を提出した全事業者に対し、同じ内容をメールにて回答する。メールは、プロポーザル参加希望書に記載された E-mail アドレス宛てに送付する。

## 8 応募方法

次の書類を作成し、提案書類等の受付期間中に提出すること。受付期間外に提出された提案書等については、無効とする。

### (1) 提出書類及び提出部数

No.	提出書類	様式	提出部数
1	参加申込書	別記様式第 3 号	1 部
2	表紙	任意様式	1 部
3	見積書	別記様式第 4 号	1 部
4	見積額明細書	別記様式第 5 号	1 部
5	提案書	別記様式第 6 号	8 部
6	法人概要、組織図	別記様式第 7 号 (組織図は任意様式)	8 部 (提案書に添付)

### (2) 参加申込書について

参加申込書には、入札参加資格審査受付票の写しを添付すること。

### (3) 表紙について

表紙には、事業者名を明記し、1 部提出する。

### (4) 見積書（別記様式第 4 号）

[作成の留意点]

ア) 文京区児童相談所一時保護所給食調理業務委託仕様書を参考に、1 か月単価に 12 か月分を乗じた価格の 1.10 倍の税込み額で作成すること。消費税額は、別欄に明示すること。1 か月単価は、消費税抜きの額を記載すること。

なお、令和 6 年度委託契約に係る経費については、上記金額に含みません。

イ) 見積金額に対する内訳書を添付すること。

ウ) 件名は、「文京区児童相談所一時保護所給食調理業務委託」とすること。

エ) 宛て先は文京区長とし、事業者名等、本件責任者及び担当者名を記載すること。

### (5) 見積額明細書（別記様式第 5 号）

予定従事員数（正社員とパートタイム社員の内訳）・資格の状況・経験年数等の明細について明記すること。

### (6) 提案書（別記様式第 6 号）、法人概要（別記様式第 7 号）、組織図（任意様式）について

次の内容を踏まえた提案書の作成を行うこと。事業者の名称、所在地、受託施設名、マーク等その他事業者が特定される情報は記載しないこと。また、片面 3 頁以内で作成し、次頁以降に法人概要、組織図を添付すること。

- ① 児童相談所一時保護所給食の基本的な考え方
    1. 児童相談所一時保護所給食調理業務の理念
    2. 児童相談所一時保護所給食調理業務に対する理解
    3. 児童相談所一時保護所との連携
    4. 児童との関わり
    5. 食育活動への協力
    6. 行事への協力
  - ② 人員体制、衛生管理
    1. 職員の選考及び採用の基準・方針
    2. 人材の豊富さ・経験年数・配置人数
    3. 人事異動の方針、職員の定着率を高める取組・支援体制、巡回指導体制
    4. バックアップ体制（連絡・対応）
    5. 衛生管理の取組、自主衛生検査
    6. 衛生管理業務への提案
  - ③ 日常業務の引継ぎ
    1. 引継ぎ体制・スケジュール
    2. 円滑な引継ぎにおける具体的な提案
  - ④ アレルギー対応等
    1. 食物アレルギー等の対応、アレルギーについての研修・指導等
  - ⑤ 人材育成
    1. 正社員・パート職員等の研修体制、調理従事者への配置前研修
    2. 職員の力量（スキル）に問題がある場合の対応
  - ⑥ 非常事態の予防及び発生時の対応
    1. 異物混入防止への取組、異物混入発生時の対応
    2. 食中毒発生時の対応
    3. 調理業務従事者の健康管理体制
    4. 調理従事者の感染症発生時の対応
    5. 緊急災害時の協力
- (7) 提案体裁
- ア) 提出する書類は、原則として、A4判縦で片面印刷とする。
- イ) 提案書は左側2箇所ステーブラ留めしたものを8部提出する。
- ウ) 一番上に表紙を付け、全てまとめて封筒（社名入りも可）に入れて提出する。
- エ) 書類提出時に、第一次審査結果通知用の封筒（長形3号。宛先を記入、84円切手を貼付したもの）を提出すること。
- (8) 提出期間
- 令和6年7月10日（水）から7月16日（火）までの8時30分から17時までとする。

(9) 提出場所・方法

13 事業担当に、直接持参する。事前に電話予約の上、来庁すること。

9 選定方法及び結果通知について

(1) 審査

ア) 公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定する。

イ) 委託候補事業者は、選定委員会の審査に基づき決定する。

ウ) 応募事業者資格の確認審査

選定委員会事務局は、提出書類により応募事業者の資格を満たしていることを確認する。

なお、資格不備の場合は、失格とする。

エ) 提案限度額を超えた事業者の提案は、無効とする。

(2) 第一次審査（書類選考）

事業者から提出された提案書類等を基に、文京区児童相談所一時保護所給食調理業務委託事業者選定委員会が書類審査により上位 3 者程度の委託候補事業者を選定する。

(3) 第二次審査

第一次審査で選定された委託候補事業者によるプレゼンテーション及びヒアリング並びに試作・試食を行う。

ア) 提案書類等に基づき、1 事業者当たり 15 分以内でプレゼンテーションを行う。その後、15 分程度のヒアリング（質疑応答）を行う。

イ) 説明者は 3 人以内とする。調理員は除き、エリアマネージャー等担当責任者を必ず含む。

ウ) パワーポイントの利用を希望する場合は、事前に申し出ること。プレゼンテーション用データのみを入れた USB メモリーを当日持参すること。パソコン、プロジェクター及びスクリーンは、区が用意する。

エ) 会場での追加資料の配付は、禁止する。

オ) 給食試作・試食会は、別紙 2「文京区児童相談所一時保護所給食調理業務委託事業者選定委員会における給食試作・試食会実施要領」に基づき行う。

カ) 第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封筒（長形 3 号。宛先を記入、84 円切手を貼付したもの）を提出すること。

(4) 結果通知及び公表

ア) 第一次審査、第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第 1 位、2 番目に高い事業者を第 2 位として選定する。ただし、第一次審査と第二次審査の評価点の合計が、区の定めた基準点に満たない場合は、順位にかかわらず選定しない。

イ) 第一次審査及び第二次審査による選定結果は、参加事業者に対し書面により通知す

る。

なお、第一次審査で選定された者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知する。

ウ) 審議の透明性を図るために、選定結果について次の項目を区ホームページで公表する。

なお、審査結果に係る問合せには応じない。

<公表する項目>

- ・ 件名
- ・ 業務概要
- ・ 選定した日
- ・ 契約交渉順位第1位の事業者名及び所在地
- ・ 契約交渉順位第1位の事業者が提案した見積金額
- ・ 選定結果（第2位以下の事業者は、番号に置き換える。）

エ) 業務受託者の選定の審査結果に対する苦情の申立ては受け付けない。

## 10 提案内容の評価項目

### (1) 第一次審査

- ア) 児童相談所一時保護所給食の基本的な考え方
- イ) 人員体制、衛生管理
- ウ) 業務の引継ぎ
- エ) アレルギー対応等
- オ) 人材育成
- カ) 非常事態の予防及び発生時の対応

### (2) 第二次審査

#### 1. プレゼンテーション

- ア) 熱意
- イ) 理解度
- ウ) 表現力
- エ) 説明能力
- オ) 質疑応答
- カ) 安定感

#### 2. 試作・試食

- ア) 衛生管理
- イ) チームワーク及び時間配分
- ウ) 全体の出来上がり

### (3) 価格評価点

## 11 辞退

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、参加辞退届（別記様式第8号）を令和6年7月17日（水）17時までに参加申込書の提出先まで持参し、提出すること。

## 12 その他

- ア) 契約に当たっては、提案内容に基づき、契約交渉順位第1位の委託候補事業者と仕様内容を協議の上決定する。契約交渉順位第1位の委託候補事業者との協議が不調になったと区が判断した場合は、契約交渉順位第2位の委託候補事業者を繰り上げ、協議を行う。
- イ) 参加申込書（別記様式第3号）及び提案書類（以下「参加申込書等」という。）の作成及び提出に係る費用は、参加する事業者の負担とする。
- ウ) 提出された参加申込書等は、返却しない。
- エ) 提出された参加申込書等は、無断で事業者の選定以外の目的に使用しない。
- オ) 提出期限後における参加申込書等の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- カ) 参加申込書等に虚偽の記載をした場合は、参加申込書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止を行うことがある。
- キ) 参加資格要件等を満たさなかった場合は、失格となる。
- ク) 参加申込書及び提案書類等は、情報公開の対象となる。ただし、不利益情報（応募事業者の正当な利益が害されるおそれがあると区が認めた情報〈事業のノウハウ、人事等内部管理に係る情報等〉）は、文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号）第7条第3号により非公開とする。

13 事業担当 文京区子ども家庭部児童相談所開設準備室 担当者名 中島・早乙女  
文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター26階

電話（5803）1914 FAX（5803）1987

電子メールアドレス b315000●city.bunkyo.lg.jp

●を@に変換して、使用すること。